

「大坂町奉行並松本寿大夫救民手宛米一件」の 社会事業史的意義

古川 隆 司

Historical meanings of Social Work on “osaka-
machibugyonami-Matsumoto-Jyudayu Kyumin-teatamai-Ikken”

Takashi FURUKAWA

要 旨

先行研究では、慈善事業が明治政府によって天皇の慈恵的施策として再編される過程に関して、江戸の町会所の召上げと明治7年の恤救規則を取り上げ、法制化を中心とした考察にとどまっていた。この中で、江戸中期以降大坂での窮民救済が複層的に形成されつつ、治安対策を念頭に置いた公儀との関係が築かれていたものが、慶応年間の「御一新」により新政権がどのように再編していくかをみる点に、本文書の意義がある。

同時に本文書は、明治後期以降大阪で拡大する民間の慈善事業および市民による多様な社会事業活動を形成する「苗床」として、町方＝住民自治が継承されていくことを示唆する意義を有する。

キーワード：町方施行、見立番付、公儀、慈善の編成過程

1. 主題と目的

(1) 制度的文脈から実践的文脈へ

近世史における窮民救済は、とくに商品経済が構造的に変化した享保期以後、江戸や大坂における無宿者や借家人の増加から、公儀と従来の町方自治にとって共通の課題になったと考えられる。この中で、享保の飢饉や天災など自然災害に対して幕府や西国各藩が施行を呼びかけた結果を「仁風一覧」に記す形でまとめて刊行され、のちの窮民救済の記録でも度々取り上げられるなどモデルとなったことは夙に知られる。すなわち、町方および村方の日常的な相互扶助に加え、公儀による御救小屋などの慈善、さらに公儀による商人および持家層などからの合力を奨励するという形で、近世の慈善救済が行われていく（北原1995）。

さて、かような救済が明治維新を経て近代化に伴い、中央政府による慈善事業の組織化と制度化へ至るといふ歴史観は、多くの社会事業史研究に通底する認識であると思われる。ところが、町方施行や商人・持家層の合力は、公儀の政策や意向と常に一致するものではなかったと考えられる。むしろ、これらは官民の利害が入り混じる形で展開されてきたとみるべきで、明治以後新政府がこれらを天皇の慈惠的政策へどのように編成していくか、その過程については十分に考察されてこなかったと考えられる⁽¹⁾。むしろ触書や高札で示された公儀の政策や、法制化を急いだ新政府による政策をあとづける考察のみでは見落としかねないと考えられる過程である。

本論で検討するのは、明治新政府による慈善の編成過程について、慶応4（1868）年徳川慶喜が撤退した後の大坂を支配した新勢力で出された、一連の書状が有する意義である。救民とあるのは、市中に生活する無宿者や借家層を中心とした人びとであり、かれらに対する救済活動を、新政府発足に先立つ段階で薩長を中心とした勢力がどのように評価したかが示されている点で、まさに慈善の編成過程を示すものだからである。またいうまでもなく、それが幕藩期の民生政策の単なる踏襲ではない点も見逃すべきでない。すなわち制度的文脈からでなく、町方施行を実践史の文脈からとらえ直す試みでもある。

なお、文書は、大阪市史編纂所が書き起こした『大阪市史料第三十輯 維新时期大阪の役務記録』収録の「幕末雑記」及び「慶応四年日録」に所収されている。これは大坂三郷の惣年寄から町会所、各町へと伝達される触書が書き写されたものである。

また当時、王政復古の宣言はなされたものの明治新政府は発足していない段階であり、実態としては薩長を中心とした雄藩の連合が各地を掌握している段階である。このため文中では「維新勢力」と表現し、大政奉還した徳川方については「旧幕府勢力」と表現する。また大政奉還までは幕府および大阪城代および大坂町奉行を公儀と表記し、個別に扱う場合はそれぞれで表記する。また年号のあとに西暦を付す形で統一する。

(2) 考察の着眼点

多様な刷り物は江戸期の風俗を語るメディアである（青木2003）。青木によると、この中でも一枚ものの刷り物としての見立番付は、ランク付けや東西に分けた一覧化という形式も相まって様々な内容やバリエーションが作られていくという。このうち、生活困窮者に対する施行についてみると、先の「仁風一覧」が公儀主導で発刊され、のちのモデルとされていくのであるが、これが二冊の大部なものであるのに比して、江戸後期の化政以後いわゆる瓦版や相撲の番付とそのパロディが数多く民衆に広めるメディアとなった。

大坂の慈善に注目すると、天保4（1833）年の「浪花持丸ほどこし鑑」および同年の「ほど古し日記」は「仁風一覧」の瓦版と位置付けられるが、天保8（1837）年の「浪花施行鑑」や元治元年の「末代奇特鑑」では、見立番付として発行されている。どの程度普及したか判じ難く、また許可が得られたものか否か、さらに記載内容の正確さなどにはそれぞれ吟味が必要なものの、その発行が民衆の意向や社会情勢を反映したものであったことが考えられる。すると、第一に、江戸中期以後大坂での町方施行と商人・持家層により形成されてきた施行が、公儀といかなる関係であったかをこれら刷り物と書状、また維新後薩長等によりどのように評価され再編成されていくのかを示すこととなる。

これに関する先行研究として、菊池の論考が参考になる（菊池2003）。菊池は、天保年間からの見立番付が、天保7（1836）年の大塩平八郎の乱を挟んで登場していることに注目した。大坂町奉行所元力である大塩が、自らの蔵書売り払って貧民の施行を旗印に掲げて貧民とともに武力蜂起したが、大阪三郷の惣会所ならびに町方・商人層による施行の実績が大塩の勢力や貧民による打ち毀しに対して一定の予防的な役割を果たしたことを指摘している。これに筆者も同意するし、かつ、大塩の糾弾したのは公儀とかれらに癒着した豪商が中心であった。したがってここでは、1. で幕末期の救済活動が多層的に営まれていたことを整理し、これを踏まえ本文書の意義について2. で考え、3. で明治新政府による慈恵的政策への編成に関わる点について考察することとしたい。

1. 幕末期の大坂における窮民救済

(1) 打ち毀しと施行

享保の飢饉以後、各藩の商品作物栽培や市場取引の拡大とともに、都市への人口流入がみられるようになった。この中で職業が多様化する一方、流入層が借家人として定住をしつつも不安定な生活基盤におかれることとなる。この中で延享・明和期に田沼らの政策下で銭値のインフレーションが起こり、米価の高騰など生活必需品の入手に事欠く都市貧困層により天明期に打ち毀しが起こったとされている（片倉2001ほか）。この動きは江戸に限らず、大坂にも影響を及ぼしたと考えられる。その中で、従来持家層を中心に出资して町会所が営んできた取り組みが、自主防

災や防犯などについて、借家人も加えて実施されるようになったことが乾により指摘されている(乾2002)。すなわち、従来「町中」(もしくは「丁中」)の有志で営まれていた自治的な活動の性格が、天保期には持家人と借家人の区別を残しつつも、町内住民として認識されてきたのである。いうまでもなく打ち毀しを町内全体の問題として拡大してとらえられ、その対処としての自主防災・防犯対策が取り組まれたことになる。

これらと同時に進んでいくのが、町中での施行であった。町中の「難渋者」「困窮者」に対して、家主すなわち持家人や雇われた家主が銭・米や炭などを供出し、人数あたりで支給がなされる。商家であれば雇人の人数あたりで商家が供出した現物の施行が行われる⁽²⁾。これらの施行は、天明の飢饉そして天保の飢饉に伴う物価高騰によって多くの生活困窮者が出た際に実施され、町会所のみならず町中や商家など富裕層により実施されていく。

これに対して、公儀による窮民救済は、大阪城の備蓄米を提供する他、御救小屋を設けて米施行や粥施行など配給・炊き出しを実施する他、享保の飢饉以後に設けられた難波御蔵の備蓄米と同様大阪三郷に対して困い米を奨励するなど限定的であった⁽³⁾。筆者所蔵の申渡の文書によると「此度御公儀為御救、御米(中略)人別二被為下置」と公儀の慈恵が強調されることが多く、米施行の実施は町中である。だが町中では、これに加えて施行銭を徴収して実施していた。

また乾によると、奉行所などを通した公儀による町人の顕彰が化政期以降増加するという。その内容としては孝子への表彰、忠僕への表彰、町年寄への表彰そして盗賊逮捕者への表彰があり、家主を中心とした町中支配とこれを顕彰する公儀の権威が、両者の一致した利害であると解釈されている(乾2002)。

以上を整理すると、(1)公儀による救済、(2)町会所における救済が営まれる形で大坂市中の民生政策が図られてきたものに加え、天明期以降は、(3)借家人も含め町中有志による施行が営まれていくという形がみられる。

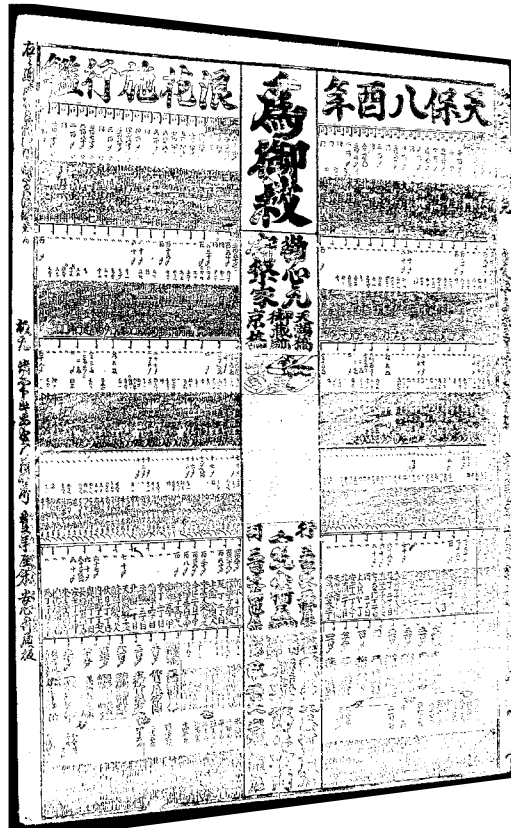
(2) 見立番付における町方施行

前節(1)でふれたように、天保期以降見立番付の形式をとる刷り物が市中に数多く出回るようになる。これらは、版元や出版年・基礎データの出所が詳らかでないものも多いため、当時を表す正確な史料として扱うには慎重にならざるを得ない。だが、菊池の論考でも明らかなように、天保期以後幕末にかけて、打ち毀しや大塩平八郎の乱などとの関係で、これら見立番付で示される町方の施行が、治安対策にも一定寄与していることは重要な指摘である(菊池2003)。

すなわち、史料1では豪商をはじめとする商家の施行、史料2～4では持家層や町中有志による施行が記され、打ち毀しを防止しようとするものであった点である。これを裏付けるのは、史料6である(図1)。これは典型的な見立番付の形をとっており、商家・持家層・町中有志それぞれの醸出した金銭や物資の多寡に応じて編成され、また醸出者それぞれの所在地・住所・在所があわせて記されている。この住所からみると、大塩の乱による破壊や火災を免れた地区とおお

むね一致する⁽⁴⁾。ここからも、見立番付に示される町方施行が暴徒や打ち毀しと一定の関連を有していると考えられる。

図1 「天保八酉年浪花施行鑑」大阪歴史博物館所蔵（史料6）



2. 町方施行と公儀の支配

(1) 公儀と町方の関係の変化

先に乾の研究から、公儀による町方支配が顕彰や施行米の供与などを通して行われていたことを述べた。町中の打ち毀しに対応する点で公儀と町方の利害は一致する。では、その対策の一部であった町方施行も常に公儀との関係でとらえられるのか、検証しなければならない。乾は、幕末のとくに開国後、公儀から度重なる御用金の賦課などを求められる中で、町方の不満が大きくなったことを指摘する。また御用宿も、町人たちの不満を高めた。役人のための宿、長州征伐の

ために14代将軍家茂が幕府軍を率いて大坂に入った際の宿泊先など、幕末期に政情が不安定化するにつれて増加する公儀の要求は、他方で不安定化している大坂市中の治安すら取り締まれないことへの苛立ちと相まって、結果的に町方の自治＝自主防災等を強化する方向に働いたと考えられるだろう。

したがって、町方の自治の一環である町方施行も性格も変化していくと考えられよう。すなわち、公儀の御沙汰に従って行ってきた施行が、一定程度公儀との関係は踏まえつつも各町それぞれの事情に応じた運営を行っていくというとらえ方である。これは、必ずしも公儀による指図を町方が拒否するものではなく、町中の治安を維持しようとする自治的な側面が強まっていくものと考えられ、やがて慶応年間の明治維新を迎える。

(2) 王政復古後の維新勢力と町方の関係

15代将軍慶喜が慶応3（1867）年10月に二条城で将軍職を辞して大政奉還をし、翌月に王政復古が宣言される。慶喜は大坂を経て江戸へ戻るが、慶応4（1868）年には旧幕府軍と薩長と雄藩からなる維新勢力が鳥羽伏見で武力衝突して旧幕府勢力は敗走、賊軍となった。大坂には維新勢力が進駐して、正月には島之内丁々惣代と年寄・丁代連名で薩摩・長州役所宛にて市中の治安維持などに対する要請の書状が出される。

また維新勢力も王政復古の宣言後、「参謀」名にて次のような申し渡しがなされる：

「今般朝政御一新之御場合、今十五日御元服之御礼被為行、御仁恤之聖慮を以天下無罪之域ニ被遊候間、是迄有罪不可容者と雖、朝敵を除之外一切大赦被仰出候、於国々も不漏様施行可有之候、尤向後弥以賞罰嚴明ニ被遊候ニ付、厚御趣意を体認致し、行届候様可仕旨御沙汰候事、」⁽⁵⁾

これに加え、賊軍の扱いや追討軍、開港、公儀に代わる維新勢力の指示命令系統、治安維持に関わる事などについて町方へ沙汰が伝えられた。さらに、兵庫開港に伴う外国使節団への対応、両替や商売のルールなど多岐にわたる触書が出され、2月に入ってようやく維新勢力の窓口として大坂に裁判所を設けることが沙汰された⁽⁶⁾。その後は、おおむね裁判所を通した行政・警察・司法権が示されることとなる。この中には、惣年寄等を通して資金や人足の提供を求めるものもあり、公儀が行ってきた様々な要請と基本的に変わらないことがわかる。しかし官軍および司令官である公卿の出陣や天皇の親征にあたっての便宜取り計らいを要請する文書は、維新勢力がかつての公儀と異なる権力として絶対的服従を求めるニュアンスを込めている。たとえば、神武天皇と同じように旧幕府勢力に対する維新勢力の江戸進軍を「東征」と表現しているのは明らかに尊皇思想の強調といえる。

この間、町方は惣年寄中、通達番を担う町中等から各町会所・町民へ諸連絡が行われた。また、公儀に代わり新たな権力者となった維新勢力の命令指揮系統を確かめつつ、また単純に支配に服するわけでもなく、資金提供についても維新勢力の要求にすべて応じているわけでもない。何より重要なのは、維新勢力も従来からの町方の自治構造を前提にして関係が築かれているという点である。また、維新勢力も町方自治に対する一定の配慮もしていることが窺える。たとえば4月には、8代將軍吉宗の際に設けられた目安箱を日本橋・難波小橋・雑古場新橋に設ける等はその好例であるし、奇特者や高齢者などの顕彰を通じた権威づけなども、旧幕府勢力と同じ取り組みでありながら、民生の安定を図ろうとしていたと考えられる。

3. 「大坂町奉行並松本寿大夫救民手宛米一件」

(1) 窮民への施行をめぐる維新勢力の反応

この文書は慶応4（1868）年2月に、申し渡された4通からなる。いずれも、以下の内容の処分が述べられている：

「其方共儀、元大坂町奉行並松本寿大夫方、市中救民手宛米之儀ニ付、万事細屋又右衛門江遂相続、彼者指図ニ随といへ共、役儀ヲも相勤身分ニ有之之上者、相当考合可有之筈之処、無其儀不届、(中略)依右屹度被仰付筈候処、御仁恵被相行御趣意も有之義、出格之御宥恕ヲ以屹度御叱之上、以後無別義被仰付候也」

ここにいう細屋又右衛門は、出頭しこの御沙汰を申し渡された細屋又三郎であり、かれとともに高三伊八郎および惣代勇七郎、職事寛治、同見習喜久治が出頭している。さらに同じ案件で、市中の高木藤一郎以下6名の商人、また惣代貞吉以下6名にも沙汰が申し渡された。

当時は既に維新勢力から旧幕府勢力に対する征伐を始めようとし、かつ公卿・宮家を司令官に奉じて官軍が各地に向かい始めた時期である。ここで、細屋又三郎は、旧幕府勢力である大坂町奉行並松本寿大夫からの指示に従って、市中の窮民に対する施行を行った廉でお叱りを受けている。

この松本は江戸に戻って幕府最後の勘定奉行となる人物であるが、細屋又三郎が松本から窮民施行についていつ指示を受け、また実際にいつ施行が行われたのかは分からない。しかし、関係者とともに窮民への施行を行ったことが維新勢力の知るところとなり、出頭を命ぜられたという経緯だと考えられる。この文書の時期からは、年末もしくは年始頃に行われたものと考えられる。しかし、松本の指示に忠実に従っただけなのか、あるいは松本の指示を得つつも町方の事情に則して行われた施行であったのか、この文書だけでは判断が難しい。

(2) 維新勢力による処分

細屋又三郎らに対して行われたのは、訓戒程度であった。むしろこれに付随する申し渡しに注目しなければならない。さきの引用の後半部分を再掲する：

「依右屹度被仰付管候処、御仁恵被相行御趣意も有之義、出格之御宥恕ヲ以屹度御叱之上、以後無別義被仰付候也」

これは、元大坂町奉行並の指図に従ったという点が咎められつつも、又三郎らが行った米施行に対しては、今後天皇＝新政権による仁恵が示されるであろうとして不問としており、町方施行もこれに従うことを求めている、解釈することができるだろう。同時に、維新勢力が王政復古によって権威を獲得し裁判所を開設したとはいえ、大坂市中の治安は町方の自治に委ねられ、かつ維新勢力が実態として内務行政の中央集権化を実現するまでには、町方の協力は不可欠であった。したがって、治安安定に関わる窮民への米施行の意義を踏まえつつ、又三郎らへの注意にとどめたと考えることもできる。

御沙汰が申し渡された慶応4（1868）年2年の時点で、維新勢力は国内を掌握したわけでも、まだ政府としての体裁を整えられている訳でもない⁽⁷⁾。その後明治新政府の基本方針となる五箇条の御誓文はまだ発表されていないのである⁽⁸⁾。その意味でも、新政府の発足前に細屋又三郎らに申し渡された御沙汰は、新政府の基本方針を先取りしているといえ、歴史的意義があると考えられる。

(3) 文書の意義

社会的な救済が求められる状況は、幕末の場合おむね米価をはじめ物価の高騰による物資不足と貧窮、または地震や風水害などの自然災害、もしくは火災によって、手代や出入方のほか様々な生業を営む借家層の生活が困窮化し、大坂市中の治安が不安定化するというものである。江戸と異なり、大阪三郷での囲米よりも各町中での囲米を優先するなど、町方の自治的な色彩が強いものであった。しかし、公儀による様々な要求は、町方の治安維持とトレードオフの関係としてとらえられる範囲から長州征伐や諸外国および朝廷との関係で臨時的な要求が過剰になるにつれ、町方固有の事情にもとづいて施行が行われる側面も強まってきたのであろう。

その意味では施行がもつ社会的側面は、主には公儀との関係においてとらえられつつも、少なくとも19世紀の大坂にあっては、政情が不安定化する中で町方施行が商家と町方の動機に基づいて実施される傾向を強めたとみることができるのではないかと。しかし、たとえば鰥寡孤独や奇特者への褒賞についての維新勢力の触書⁽⁹⁾は、救貧に対する為政者の方針が旧幕府勢力と変わりが無いことを示しており、町方自治と施行を許容しながら大坂市中の行政権を定着させていこうとしていたように考えることができよう。いいかえれば、江戸＝東京の町会所と異なり、明治10

降行政組織を整備する中でも、大坂では町方自治を包摂する行政の展開につながることを示唆していたといえるかもしれない。

まとめにかえて

社会事業史研究において、近代大阪における多様な民間の社会事業活動が強調されながら、その背景に対する考察がほとんどみられなかったことは冒頭に述べた。それは大阪が天領でありながら、18世紀以降米相場を事実上独占的に運営し、また海上交易の窓口として近世日本の経済の中心をなしてきたからであり、かつこれを担う商家と町方による自治を維持し続けてきたからであった。また制度史的にみる場合、町方施行を平板的に扱いがちであるが、少なくとも本論で扱った文書からは、行政機構自体が町方自治を前提に成り立ってきたというこれまでの研究を裏付ける。さらに、19世紀以後の自然災害や国際関係の変動を踏まえ、公儀による臨時的な御救米や普請など臨時的施策と違い、持家層と借家層はじめ流動化した窮民との身分格差を残しつつも、施行が町方として治安維持的な意味合いを有していた点を確認できたことは、近世日本の社会事業史研究を進める上で重要な知見を得られたと考える。

他方、本論が意図してきたのは、明治新政府が救貧政策の制度化を天皇の慈恵的施策として進めていく萌芽を検討する事であった。この点については、ある程度目的を達しえたと考えられるが、本論で扱った文書が限定的なため、他の文書との関わりからより詳細な検討を要する。

なお本論で取りあげられなかったのは、梅岩をはじめ心学と施行との関係、そして大塩平八郎の乱と窮民施行の関係である。後者の先行研究では、窮民施行の政治的意味が中心であったため、改めて檄文や商家との文など残された史料の解題を試みつつ検討を深めていく必要がある。

なお本研究は、2011年9月に大阪社会福祉史研究会にて行った、見立番付を通じた近世大坂の社会事業に関する研究報告がもとになっている。また大阪歴史博物館の大澤研究員と大阪市史編纂所の松本研究員の協力を得た。記して御礼を申し上げる。

註

- 1) 社会事業史研究が近代以降を中心に研究されてきたことが最も大きな原因と考えられる。この中でも近世を取り上げた池田（1986）や大塩（2012）は数少ない。しかし、本論で扱う御一新の過渡期は言及がない。
- 2) 天保期も後期以降では、商家の取引先である下請け（出入方）に対しての施行も見受ける。史料1他を参照。
- 3) 公儀の推奨する困米はそれぞれ奉行所から惣会所・年寄と町会所を通じて町方に伝えられて進められた。この例としては町内の有力者や年寄が申し合わせを行って実施していったことが窺える。たとえば流町（1851）を参照。
- 4) 古地図史料出版「天保大坂図」及び大塩事件研究会編（2011）等から、大塩らの進路と被害を受けた地区を対照した。なお大塩平八郎の乱と町方施行の関連については詳細に検討を要する。
- 5) 「辰正月廿二日御申渡」大阪市史編纂所（1990）、10頁

- 6) 5月には大阪府が設置される。
- 7) しかし、公儀が通商修好条約を結んだ西欧列強の使節の処遇に対して、兵庫等の開港および在留する外国人の居留等に関する文書が町方宛に出されていることから、外交の実権は掌握していたと考えられる。
- 8) 五箇条の御誓文は同年3月に発せられた。
- 9) 公儀は鰥寡孤独や奇特者を奉行所へ届け出るように触書を出していた。維新勢力も裁判所へ届け出るよう慶応4年時点で町方へ同様の触書を出している。いずれも同年9月に明治と改元される前である。

参考文献・資料

- ・青木美智雄(2003)「時代・社会・庶民の世界を映す見立番付」、林英夫・青木美智男編『番付で読む江戸時代』、柏書房、2003、7-40頁
- ・石井良助編集(1968)『江戸町方の制度』人物往来社
- ・池田敬正(1986)『日本社会福祉史』法律文化社
- ・乾 宏巳(2002)『近世大坂の家・町・住民』清文堂出版
- ・大門正克(2002)「時代を区分すること」、歴史学研究会編『歴史学における方法論的転回 I』青木書店、2002、140-158頁
- ・大阪市史編纂所(1990)『新修大阪市史第4巻』第2章8節
- ・大阪市史編纂所(1990)『大阪市史料第三十輯 維新时期大阪の役務記録』
- ・大塩事件研究会編(2011)『大塩平八郎の総合研究』和泉書院
- ・大塩まゆみ(2012)『「陰徳の豪商」の救貧思想-江戸時代のフィランソロピー-』ミネルヴァ書房
- ・片倉比佐子(2001)『天明の江戸打ちこわし』新日本出版
- ・北原糸子(1995)『都市と貧困の社会史』吉川弘文館
- ・菊池勇夫(2003)「天保の飢饉-大坂における町人施行」、林英夫・青木美智男編『番付で読む江戸時代』、柏書房、2003、54-66頁
- ・古地図史料出版「天保大坂図」
- ・『仁風一覽』筆者所蔵
- ・「天保四年巳ノ極月新板浪花持丸ほど古し鑑」大阪歴史博物館所蔵(史料1)
- ・「米高坐ニ付縁ノ取人々へ ほど古し日記 初編」大阪歴史博物館所蔵(史料2)
- ・「浪花市中米高極ニ附 ほど古し日記 式編」大阪歴史博物館所蔵(史料3)
- ・「米高極ニ付大坂市中江 ほど古し日記 三編」大阪歴史博物館所蔵(史料4)
- ・「類焼施行 末代奇特鑑」大阪歴史博物館所蔵(史料5)
- ・「天保八酉年浪花施行鑑」大阪歴史博物館所蔵(史料6)
- ・「天保八酉年浪花施行末代鑑(上編)」大阪府立中之島図書館蔵(史料7)
- ・「天保八酉年浪花施行末代鑑(中編)」大阪府立中之島図書館蔵(史料8)
- ・「天保八酉年浪花施行末代鑑(下編)」大阪府立中之島図書館蔵(史料9)
- ・流町(1851)「来亥年救方围米申合請下形帳」筆者所蔵(史料10)